

明日香村電気料金高騰に対する緊急支援事業補助金交付要綱

(事業の趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及びロシア・ウクライナ情勢の緊迫化等に伴う原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれる村内事業者の電気料金高騰分の一部を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。その交付に関しては、明日香村補助金等交付要綱（平成16年要綱第5号。以下「補助金要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 明日香村内に事業所等を1年以上有している者であり、今後も事業を継続する意思がある個人事業主及び法人
- (2) 村税等の滞納のない者
- (3) 確定申告を行っている者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず次の各号で掲げる者は、交付対象者としな

- (1) 宗教上の組織若しくは団体
- (2) 政治団体
- (3) 暴力団、暴力団員等
- (4) その他、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと村長が判断するもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月から12月における任意の3ヶ月において、工場・店舗・施設等の事業所運営に係る電気料金が1ヶ月平均で5万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の負担が生じたもの
- (2) 前年同期間の3ヶ月と比較して電気料金が上昇していること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第1号に基づく電気料金の1ヶ月の平均金額（消費税及び地方消費税を除く。）とし、20万円を上限とする。

ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 補助金に係る本村の申請受付開始日は、令和4年12月19日とする。

2 申請期限は、令和5年2月28日とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明日香村電

気料金高騰に対する緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を申請するものとする。

- （1）令和3年中の所得にかかる確定申告書（若しくは直近のもの）の写し
- （2）第3条に規定する電気料金（令和3年及び令和4年）の支払いを証する領収書等の書類
- （3）その他村長が必要と認める書類

2 正当な理由により前各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に村長が定める書類を提出するものとする。

（交付決定及び確定）

第7条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認める場合は、その結果を明日香村電気料金高騰に対する緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付が決定した申請者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、明日香村電気料金高騰に対する緊急支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を村長に提出し、村長は、第7条の規定により通知した額を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第9条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- （1）後に交付の条件を満たさないことが判明したとき。
- （2）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （3）法令又はこの要綱に違反したとき。
- （4）その他村長が不適正と認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。